の合計数とする。

［31　略］

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、平成二十九年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」及び「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［33・34　略］

35　家庭的保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十年四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

36　小規模保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十年四月一日現在の小規模保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

37　小規模保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十年四月一日現在の小規模保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

38　小規模保育事業C型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十年四月一日現在の小規模保育事業C型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

39　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十年四月一日現在の居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

40　小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

41　小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成三十年四月一日現在の小規模型事業所内

の合計数とする。

［31　同上］

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、平成二十八年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」及び「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［33・34　同上］

35　家庭的保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

36　小規模保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の小規模保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

37　小規模保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の小規模保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

38　小規模保育事業C型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の小規模保育事業C型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

39　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

40　小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

41　小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の小規模型事業所